十一　ワーク・ライフ・バランス対策

所定外労働を中心に総実労働時間が短縮傾向にあるが、過労死等の防止の観点から、恒常的な長時間労働に従事する労働者を減少させるための取組が引き続き求められている。さらに、年次有給休暇の取得率については、近年五割を下回る状況にあることから、その向上を目指し、計画的付与制度の活用を図るなど、年次有給休暇を取得しやすい環境づくりや、労使の意識改革を図る必要がある。このため、新成長戦略においても、平成三十二年までに、「週労働時間六十時間以上の雇用者の割合を平成二十年の十パーセントから五割減、年次有給休暇取得率七十パーセント」が目標とされており、今後も数値目標の達成を目指し、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進に向けた取組を進めていくことが必要である。

また、年齢や障害の有無にかかわりなく働くことができる機会の創出や、子育て・介護と就業の両立に資するテレワークの一層の普及拡大に向けた取組を進めることが必要である。

さらに、仕事と生活の調和の実現のためには、メンタルヘルスの不調の未然防止を図る観点からの職場環境等の改善、メンタルヘルスの不調により休業した労働者が円滑に職場復帰するための支援を行う等、職場における総合的なメンタルヘルス対策の推進を図ることが必要である。

㈠　育児休業、短時間勤務等を利用しやすい職場環境の整備

改正育児・介護休業法の内容が定着するよう企業に対して周知徹底し、着実な履行確保が図られるよう指導等を実施する。特に、育児休業の取得等を理由とする不利益な取扱いに対しては厳正に対処する。

また、企業において、両立支援制度を利用しやすい職場環境が整備されるよう、雇用管理改善に向けた助言、指導等を行うとともに、積極的な情報提供を行う。

さらに、平成二十三年四月より、改正次世代法が全面施行されることから、履行確保に向けた助言、指導等を行う。

㈡　年次有給休暇の取得促進、労働時間の短縮

新成長戦略を踏まえ、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）に基づく指針の周知を図るとともに、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等に取り組む企業を支援する。

㈢　短時間正社員制度の導入・定着の促進

短時間正社員制度という働き方は、フルタイム勤務が困難なことにより正社員として継続して就業することができない人や就業の機会を得られない人たちにとって、継続的な就業や新たな就業の機会が得られることになるとともに、企業にとっても有能な人材の定着や人材確保が図られる働き方として、その普及・定着が期待されている。

しかし現状では、短時間正社員制度への期待や関心は高いものの、制度の普及が十分進んだとはいえない状況となっているため、同制度に係る情報提供を行い、制度の導入促進に努める。

㈣　適正な労働条件下でのテレワークの推進

在宅勤務の適切な導入及び実施のための労務管理の在り方に関する「在宅勤務ガイドライン」の周知、企業の人事担当者等を対象としたテレワークの導入を支援するセミナーの実施等により、適正な労働条件を確保しつつ、テレワークの普及促進を図る。

㈤　良好な在宅就業環境の確保

在宅ワークの健全な発展に向けて、契約条件の文書明示やその適正化等を図るため、発注者、仲介業者及び在宅ワーカー等に対し「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知啓発を図る。

㈥　職場における総合的なメンタルヘルス対策の推進

ア　職場におけるメンタルヘルス対策の促進

職場におけるメンタルヘルス対策を促進するため、企業経営者を含め、個別の事業場に対する指導等を実施するとともに、業界団体等の自主的活動の促進、関係行政機関等との連携を図る。

イ　事業場の取組に対する支援

各都道府県に設置したメンタルヘルス対策支援センターにおいて、メンタルヘルス対策に関する総合的な相談の実施、専門家による個別事業場に対する訪問支援等、メンタルヘルス不調の予防から休業者の職場復帰に至るまで、事業場に対する総合的な支援を実施する。

十二　労働関係法令の履行確保等（改正労働者派遣法の円滑かつ着実な実施）

改正労働者派遣法案が成立した場合には、日雇派遣の原則禁止や均衡待遇、労働契約申込みみなし制度等について、円滑かつ着実に施行するための周知・指導を行う。また、違法派遣の是正を図り適正な事業運営を確保するため、指導監督を徹底する。

○厚生労働省告示第九十九号

消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十四条の四第一項及び第二項の規定に基づき、消費税法施行令第十四条の四の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理（平成三年厚生省告示第百三十号）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年三月三十一日　厚生労働大臣　細川　律夫

第一項第十号中「車いす」を「車椅子」に改め、同項第十一号中「電動車いす」を「電動車椅子」に改め、同項第十八号中「車いす等」を「車椅子等」に改め、同項第十九号中「座位保持いす」を「座位保持椅子」に、「有するいす」を「有する椅子」に改め、同項第二十号中「ひじ掛け」を「肘掛け」に、「いす状のもの」を「椅子状のもの」に改め、同項第二十三号中「かたかな」を「片仮名」に、「ひらがな」を「平仮名」に改め、同項第三十号中「すべて」を「全て」に改め、同項第三十三号の三中「車いす」を「車椅子」に改め、同項第三十八号中「車いす及び電動車いす」を「車椅子及び電動車椅子」に、「車いす等」を「車椅子等」に改める。

第二項中「車いす等」を「車椅子等」に改める。

別表第一ＲＱ―８１７０の項を削る。

別表第一の二プレクストークＰＴＮ１の項を削り、同表に次のように加える。

スピーチオライフ　らいふ	株式会社廣済堂 株式会社日本テレソフト	東京都港区芝四丁目６番12号 東京都千代田区麹町一丁目８番１号半蔵門ＭＫビル１階

別表第二中

「カラー拡大読書器ＴＯＰ―ＡＦ１型　株式会社ミカミ　東京都千代田区麹町一丁目10番１号」

を

「オプチスコープＴＯＰ―ＡＦ２１　株式会社ミカミ　東京都千代田区麹町一丁目10番１号
オプチスコープＴＯＰ―ＡＦ２２　株式会社ミカミ　東京都千代田区麹町一丁目10番１号
遠近オプチスコープＴＯＰ―ＡＦ２３　株式会社ミカミ　東京都千代田区麹町一丁目10番１号」

に